玉 民 年 · 金 だ ょ り

お知らせ 免除制度について 国民年金の保険料

て保険料納付が免除される な場合に、本人の申請によっ く保険料を納めることが困難 「保険料免除制度」がありま 国民年金には、所得が少な

者のみの所得で審査して基準 の方については本人及び配偶 場合でも、 ため保険料免除に該当しない その期間の一部免除は無効 納付の3種類があります。 除される「一部納付(一部免 料の一部を納付して残りが免 に、世帯の所得に応じて保険 除される「全額免除」のほか 承認され、保険料の全額が免 が一定の基準額以下の場合に 偶者及び世帯主の前年の所得 除)」があります。「一部納付 (一部免除)」には4分の1納 (一部保険料が未納の場合、 (未納と同じ) になります。) この制度は、本人とその配 2分の1納付、 世帯主の所得が多い 30歳未満の若年者 4 分 の 3

> 予される「若年者納付猶予制 を満たせば、 があります。 保険料納付が猶

8分の7となります。 8分の6、「4分の3納付」 8分の5、「2分の1納付」は 8分の4、「4分の1」納付は きと比較して、「全額免除」は ますが、年金額を計算する場 受給に必要な期間に算入され 合は保険料を全額納付したと (一部納付を含む)は、年金 これらの保険料免除期 間

場合は、翌年度以降は改めて 動的に審査を行います。 て申請があったものとして自 申請を行わなくても、 ことをあらかじめ希望された 時に翌年度以降も申請を行う 猶予が承認された方が、申請 が、全額免除又は若年者納付 7月から翌年の6月までです 免除の承認期間については 継続し

申請手続きは町民課、 ので、ご相談ください。付特例制度」があります |学生の方には、「学制納 総合支所住民課で受け付甲請手続きは町民課、各 けています。

問い合わせ

となりました。

日とし、父子家庭も支給対象 が改正され、8月1日を施行

5月26日に児童扶養手当法

|父子家庭が加わりました

高 知西年金事務所

免除の対象となる所得の目安

	(平成22年度)
うの1納付	4分の3納付
282万円	335万円
195万円	247万円
141万円	189万円

支給対象者

る所得額を超過しない方

父子家庭であり政令で定め

しください。

を確認のうえ受付窓口へお越

み

世帯分離証明書

(該当者の

対象となる方は、次の項目

				(平成22年度)
世帯構成	全額免除	4分の1納付	2分の1納付	4分の3納付
4人世帯	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

課、本川総合支所住民課に

て、随時受け付けを行ってい

受付場所等

問い合わせ

きます)

町民課、

吾北総合支所住民

必要な物

印鑑

お知らせ

児童扶養手当法に

- 世帯全員の住民票
- 請求者及び子どもの戸 籍謄
- 請求者の振込先の分かるも

吾北荘

成22年1月2日以降に転入 平成22年度所得証明書 された方のみ) 伞

求の受け付けを開始しており

町では、施行日より認定請

町民課 吾北総合支所住民課 本川総合支所住民課 **8** 8 6 7 - 2 3 0 0 **8** 9 3 - $\begin{array}{c}
 8 & 6 & 9 \\
 9 & 1 & 1 \\
 2 & 1 & 1 \\
\end{array}$

※原則として、認定請求を

行った月の翌月から支給と

なりますが、経過措置とし

て8月1日現在、支給要件 に該当する場合は11月30日

お

月分から支給を受けられま

〔火〕までに請求を行えば8

いの しとして、 きました。 ルテレビのご寄附をいただ ホーム吾北荘に地上デジタ 中村 故中村ミツル様の香典 小川西津賀才50 憲正様から 特別養護老人 番 地

礼申し上げます 紙上をもちまして厚くお

その他調書(窓口にて聞き

取りのうえ提出していただ

別居・監護申立書及び児

童

の住民票

(該当者のみ)